

守口市まち・ひと・しごと創生委員会の活動について（案）

1. 委員会の役割について

●守口市まち・ひと・しごと創生委員会条例 第2条

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

（1）守口市人口ビジョンの策定に関する事項

（2）守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する事項

●守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略

戦略の策定段階	戦略策定への意見・提案
戦略の推進段階	戦略の推進への助言、進行管理



【守口創生の基本理念】

安心・快適・便利に子育てできるまち・守口

2. 活動イメージ（※年2回開催の場合の例）

